

## あ い さ つ

こんにちは。

釜山地方税務士会会長の崔相坤です。

本日、浅田恒博会長および役員の皆様が、ご多忙の中、学術討論会のために大韓民国釜山を訪問して下さった事を非常に嬉しく思っています。

貴会と釜山地方税務士会は、1991年より友好親善のための交流が始まりました。その後、税政全般に対する相互情報を交換するため、2005年から両会の間で関心のあるテーマで学術討論会を開催し、より一層成熟した誠実な親善関係を積み重ねてきました。

この学術討論会は、毎回重要なテーマを決めて研究し、発表することで成果を上げています。今回は韓国の住民登録制度と日本のマイナンバー制度を比較、検討することで、両国の租税制度の特徴に対し深く理解できると確信します。

今日の学術討論会が、両会の相互理解と友好をより一層深める意味ある討論会になることを心より望みます。

最後に貴会の絶え間ない発展と浅田恒博会長および役員の皆様のご健勝と健康を心より祈っております。

2016年11月24日

釜山地方税務士会 会長 崔 相 坤

## あいさつ

ちえ さんごん

本日は、崔 相坤 会長様はじめ釜山地方税務士会の役員の皆様方と、この釜山の地で再会できることを大変楽しみにしておりました。

また、釜山地方税務士会の役員の皆様方には、第12回学術討論会の開催に当たり、その準備に格別なるご尽力を賜りましたことを、心より感謝申し上げます。

さて、釜山地方税務士会と近畿税理士会との友好関係は、1991年に始まり、2005年からは、学術討論会を通じて、より一層充実した親善関係を築いて参りました。

当学術討論会は、毎回、重要なテーマを研究し成果を上げていますが、今回は「韓国および日本における番号制度」をテーマとさせていただきました。

日本においては、本年1月から、社会保障、税、災害対策に限定して、マイナンバーの利用が開始されたばかりであります。1962年に導入された貴国の住民登録番号制度と日本のマイナンバー制度について、特徴や実務上の取扱いを比較検討するとともに、日本より進展している貴国の住民登録番号制について、十分に学ばせていただきたいと存じます。

韓国と日本は、東アジア地域だけでなく、世界の中でも重要な役割を果たさなければならない国家であり、両国の相互理解を一層深め、協力関係をさらに強固なものにするため、当会においても努力していく所存です。

本日の学術討論会が両会の相互理解と友好をさらに深める有意義なものとなりますことを、心から念願しております。

ちえ さんごん

結びにあたり、貴会のますますのご発展と崔 相坤 会長様並びに役員皆様のご健勝とご隆盛を心からお祈り申し上げます。

2016年11月24日

近畿税理士会  
会長 浅田 恒博